

(新旧対照条文一覧)

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)	(抄)	(附則第四条関係)	
			1

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十三 （略） 三十四 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十七の三 （略） 三十七の四 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。 三十七の五 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。	（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十三 （略） （新設） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十七の三 （略） （新設） （新設）

二十八〇六十三 (略)

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	孤独・孤立対策推進本部	(略)
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	孤独・孤立対策推進法	(略)

二十八〇六十三 (略)

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	(新設)	(略)
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	(新設)	(略)